

- エアゾール式簡易消火具
- パッケージ型自動消火設備

○エアゾール式簡易消火具

1 概要

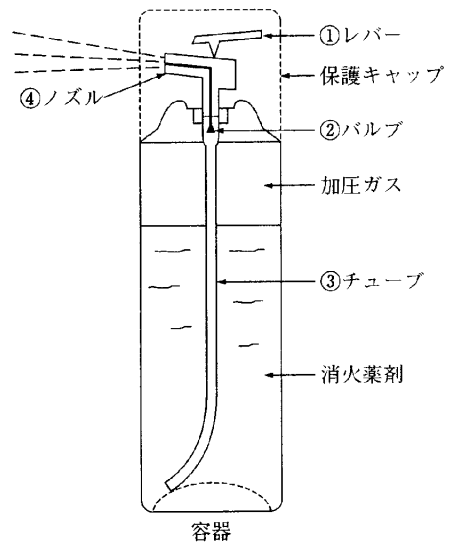
エアゾール式簡易消火具は、家庭内に時折発生する天ぷら鍋油の過熱による発火、石油ストーブの注油中の引火による火災、火の不始末によるくずかごの火災などの比較的初期段階の火災に有効です。

消火器に比べてエアゾール式簡易消火具の利点は、コンパクトで使い勝手が良く日常、家庭で使うスプレー缶のように片手で操作できることとあります。また、消火器には、消火能力単位（普通火災、油火災、電気火災を指しそれぞれ1以上を要求している）がありますがエアゾール式簡易消火具では、実際に即した適応する小火災（能力単位1未満）のうち代表的な6種類に分類されており、それぞれ適応火災が絵入りで表示されています。従って、消費者が購入する際、火災の種類に応じて効果が期待できるものを選択するようになっています。なお、エアゾール式簡易消火具を販売するには、消防庁告示第6号（昭和57年12月4日）「エアゾール式簡易消火具を定める件」に適合していることが必要です。日本消防検定協会の鑑定に合格したものは、当該告示に適合するものと認められています。

2 構造

容器には、消火薬剤が充填され加圧ガス（一般的には窒素ガスが用いられる）で常時加圧

した状態になっています。下図のようにレバー①を押すと、バルブ②が開き加圧されたガスにより消火薬剤がチューブ③を通してノズル④から放射されます。

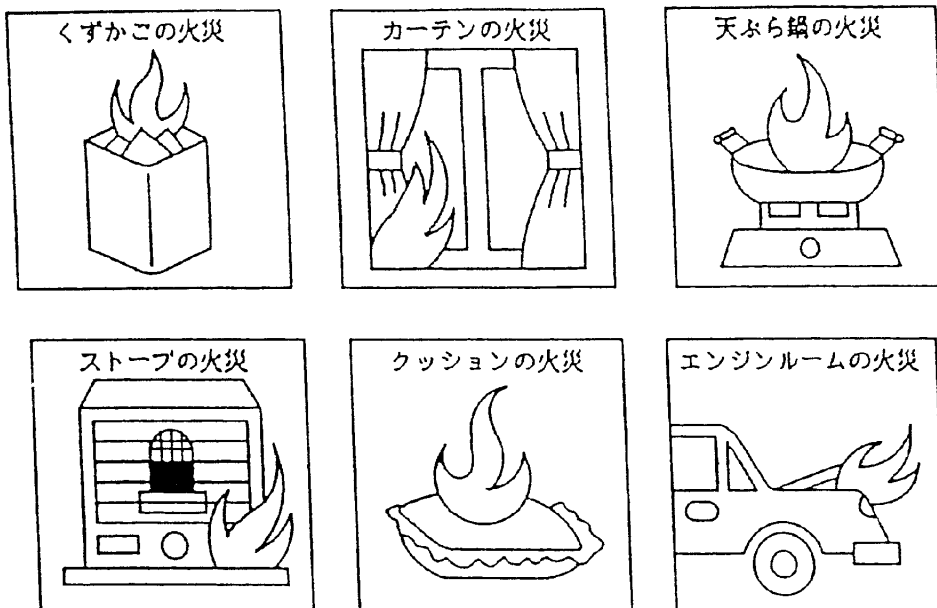


3 適応火災

エアゾール式簡易消火具は、消火薬剤の種類（強化液、機械泡、粉末ABC及び浸潤剤を混合したもの）や量、放射時間などが多様で、それに伴い適応火災や消火能力も異なり全てのエアゾール式簡易消火具は、共通する適応火災を挙げることができないので、下図の例示する有効性のある小火災について絵表示として表示されています。これらの6種類

の火災について絵表示として表示するには、
基準に基づく消火試験に合格することを条件

としており、それぞれ「1~6種類」まで自由
に組み合わせをすることができます。



4 鑑定

日本消防検定協会では、エアゾール式簡易消火具の鑑定基準に適合するかどうか鑑定を行い合格したものについては鑑定合格証（下図参照）が貼付されています。



5 廃棄方法

使用済みのエアゾール式簡易消火具は、販売店に引き取ってもらうか、通常のエアゾール缶のように放射してガスを完全に抜き、本体に穴を開けて不燃ゴミとして各自治体の処分方法に従って下さい。

○パッケージ型自動消火設備

1 はじめに

昭和62年6月6日に発生した東京都東村山市特別養護老人ホーム「松寿園」の火災において、多くの死者及び負傷者を出したことから、既存の病院及び社会福祉施設の防火安全対策の再検討が求められるようになりました。

この対策により、パッケージ型自動消火設備は、昭和63年の消防庁通知（昭和63年9月22日 消防予第136号）で、新たにスプリンクラー設備の設置義務が生じた既存の病院及び社会福祉施設に、スプリンクラー設備に替えて、設置することができるようになりました。

また、平成9年の消防庁通知（平成9年11月27日 消防予第182号）により、消防法施行令第32条の規定を適用し、スプリンクラー設備の代替設備として設置を認められるようになりました。

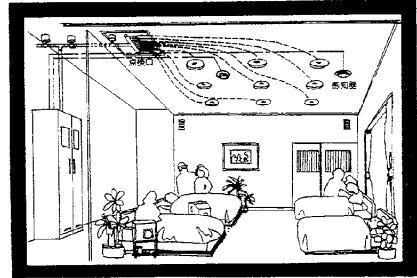
2 システムの概要

パッケージ型自動消火設備は、火災により生ずる熱、燃焼生成物（以下「煙」という。）等を感じし、自動的に水又はその他の消火薬剤（以下「消火薬剤」という。）を圧力により放射して消火を行う固定した消火設備で、感知部、放出口、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等、放出導管及び受信装置等により構成されています。

スプリンクラー設備にくらべ、設置が容易な消火設備として、図-1のように設置されます。

3 用途区分

一般用のパッケージ型自動消火設備と倉庫等用のパッケージ型自動消火設備の2種類の用途区分があります。



（図-1）病院に設置されたパッケージ型自動消火設備

(1) 一般用のパッケージ型自動消火設備

主として、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用される室、廊下、通路等の入所者（入院者）が常時出入りする場所等に設置する自動消火設備をいう。

(2) 倉庫等用のパッケージ型自動消火設備

主として、リネン室、倉庫等の通常、閉鎖されている場所であって、常時人の立入るおそれのない場所に設置する自動消火設備をいう。

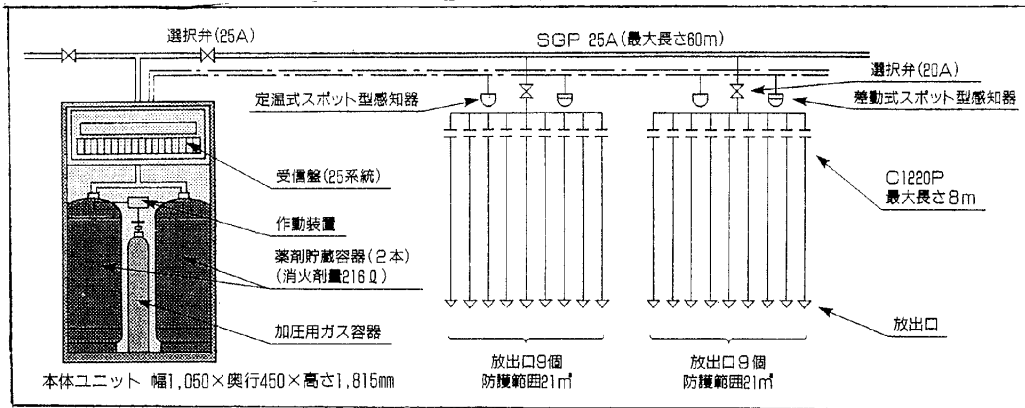
4 構造

現在、設置されている一般用のパッケージ型自動消火設備は、薬剤貯蔵容器、加圧用ガス容器、受信装置、作動装置、予備電源等の入った本体ユニットと配管、放出口、感知器2個、選択弁等から構成され、図-2のようになっています。

5 機能

現在、病院、社会福祉施設等に設置されているパッケージ型自動消火設備として、一般用のパッケージ型自動消火設備について説明をします。

感知機構の異なる感知器2個がそれぞれ火災を感じると、本体ユニットの受信装置に火災発生の信号を送ります。受信装置



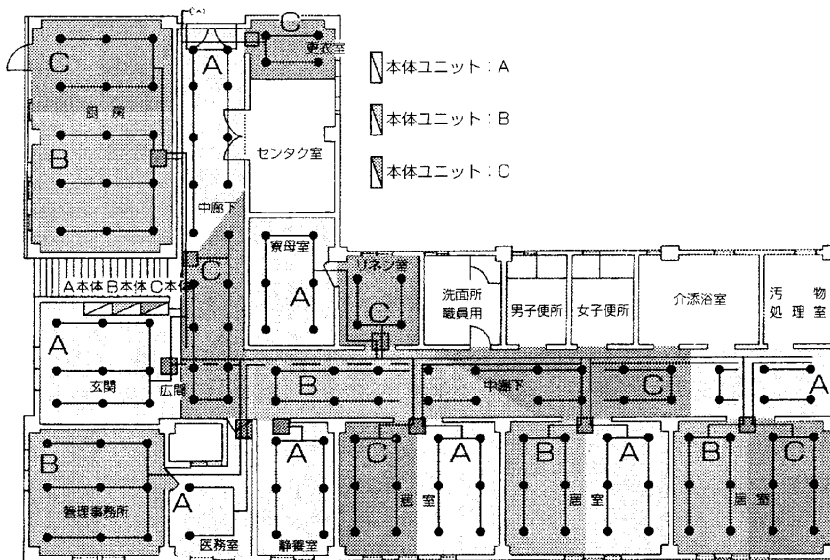
(図-2) パッケージ型自動消火設備の構成

は、作動装置及び火災発生の系統にある選択弁を動作させます。作動装置及び選択弁が作動すると、火災発生防護区域の放出口から一斉に消火薬剤が放射され、防護区域内の火災を消火します。

6 パッケージ型自動消火設備の設置等

(1) 火災が発生した場合において、消火及び延焼拡大防止のために同時に消火薬剤を放射し、防護すべき区域（以下「同時

放射区域」という。）は、原則としてパッケージ自動消火設備を設置しようとする防火対象物の壁、床、天井、戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。）等で区画されている居室、倉庫等の部分ごとに設定すること。ただし、壁、床、天井、戸等で区画されている居室等の面積が13㎡（8畳相当）を超える場合においては、2以上に分割して、設定することができること。



(図-3) パッケージ型自動消火設備の設置

この場合、それぞれの同時放射区域の面積は13 m²以上とすること。

- (2) 2以上の同時放射区域において、パッケージ型自動消火設備を共用する場合、隣接する同時放射区域間の共用はしないこと。(別図-3参照)
- (3) パッケージ型自動消火設備の作動装置が作動してから共用するいずれの同時放

射区域内においても30秒以内に消火薬剤を放射することができるものであること。

7 パッケージ型自動消火設備の鑑定適合設備

鑑バ第63～1号(ユージー株式会社)

鑑ス第4～1号(ユージー株式会社)

